

栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地
暫定活用事業提案

募 集 要 項

平成30年10月

名古屋市

はじめに

昨今、国内外において魅力ある圏域の形成に向けた都市間競争が激しさを増しています。こうした中、平成 39 年に予定されているリニア中央新幹線の開業は、国内に新たな大交流圏域を誕生させることとなり、それは名古屋市にとってもさらなる発展の大きなチャンスとなることが期待されます。

名古屋市の都心部は、名古屋駅地区と栄地区とが大きな 2 つの中心核を形成しており、これまで両地区が連携あるいは役割を分担し、それぞれの個性を活かした魅力向上を図るため、都心部のまちづくりに取り組んできました。栄地区においては、特徴である豊かな公共空間や商業、文化、娯楽などの集積、個性的な界隈の存在を十分に活かして、市民や名古屋市への来訪者を今以上に惹きつけることができるよう、魅力の向上を図っていくことが必要です。

このような状況を踏まえ、名古屋市ではリニア中央新幹線の開業までの期間を対象に、栄地区のまちづくりを実現するための基本方針となる「栄地区グランドビジョン～さかえ魅力向上方針～」を平成 25 年 6 月に策定し、様々な検討を進めてまいりました。中でも栄地区を象徴する公共空間（久屋大通）は、栄地区における主要な要素として大きな役割を果たすものと考えており、平成 29 年 9 月には、久屋大通の将来を見据えたあるべき姿を示す「久屋大通のあり方」を公表しました。

「久屋大通のあり方」でも記載しているように、久屋大通の再生にあたっては、社会情勢や周辺環境の変化に対応しつつ、公共空間の新しい魅力や利活用など、様々な面で利用者のニーズに応える必要があります。また、久屋大通を都心のシンボル空間として魅力あるものに再生していくためには、計画から管理運営までを一括して民間活力を導入していくことが必要だと考えており、錦通以北の北エリア・テレビ塔エリアでは Park-PFI 制度を活用した整備運営事業に着手し、錦通以南の南エリアの再生についても検討を始めたところです。

南エリアは、沿道に百貨店など魅力的な商業施設が多く立地するとともに、休日に大規模なイベントが多く開催され、名古屋大都市圏における集客の場となっています。また、平成 32 年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会時などにおいても、より多くの来訪者が賑わいの空間として久屋大通公園に来ていただけることを期待しています。

そこで、平成 31 年 3 月にオアシス 21 周辺に移転する栄バスターミナル（噴水南のりば）の跡地を集客・交流拠点として暫定活用することとし、栄地区の中心に位置する立地を活かして人の流れを変え、栄地区のポテンシャルを向上させるような事業提案を民間事業者から求めることとしました。

今後の栄地区の活性化を図るためにも、熱意あふれる事業提案を心よりお待ちしております。

<目 次>

1. 募集の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
(1)目的	
(2)名称	
(3)主催者	
(4)事務局	
(5)日程	
2. 久屋大通公園の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3. 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
(1)事業方針	
(2)事業提案内容	
(3)事業対象区域	
(4)事業スキーム	
(5)事業期間	
4. 事業の実施条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
(1)全体事項	
(2)整備工事の全般事項	
(3)設置許可施設の整備に関する事項	
(4)設置許可施設の管理運営に関する事項	
(5)管理許可施設の整備に関する事項	
(6)管理許可施設の管理運営に関する事項	
(7)その他の共通事項	
(8)許可手続き等	
5. 応募者の資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18
(1)応募の制限	
(2)応募者の資格	
(3)応募条件	
6. 応募手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20
(1)募集要項の配布	
(2)応募説明会	
(3)応募登録	
(4)募集要項に対する質問及び回答	
(5)提出書類の受付	

(6) 提出書類の様式

7. 提案方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 24
(1) 全体計画提案	
(2) 事業対象区域内の設置計画提案	
(3) 運営計画提案	
(4) 管理計画提案	
(5) 管理許可施設提案	
(6) 価額提案	
8. 評価方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 26
(1) 評価委員による評価	
(2) 評価方法	
(3) 選定	
(4) 最優秀提案に選定されなかった者に対する理由の説明	
(5) 評価委員への接触の禁止等	
(6) 評価項目及び評価の視点	
(7) 提案の順位の決定方法	
9. 最優秀提案者等の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	P 31
(1) 最優秀提案者等の決定	
(2) 基本協定・実施協定の締結	
(3) 次点提案者の地位	
(4) 結果通知	
(5) ネーミングライツ・パートナーの決定	
(6) その他	
10. 契約の締結等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 32
(1) 基本協定	
(2) 実施協定	
(3) 管理許可施設譲渡契約	
(4) 事業破綻時の措置	
11. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 38
12. 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 39

1. 募集の概要

(1) 目 的

この事業は、平成 25 年に策定した「栄地区グランドビジョン～さかえ魅力向上方針～」(以下「栄地区グランドビジョン」という。)に基づき、久屋大通の錦通から若宮大通までの「南エリア」の再生を進めるにあたり、平成 31 年 3 月に栄バスターミナル(噴水南のりば)をオアシス 21 周辺に移転した後、本格整備に先立って、民間事業者によりその跡地を集客・交流拠点として暫定活用することを目的としています。

(2) 名 称

この募集の名称は、「栄バスターミナル(噴水南のりば)跡地 暫定活用事業提案」とします。

(3) 主催者

この募集は、名古屋市(以下「市」という。)が主催します。

(4) 事務局

名古屋市 住宅都市局 リニア関連都心開発部 都心まちづくり課

住 所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話：052-972-2746 / FAX：052-972-4171

メールアドレス：a2768@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

※応募書類等の受付を含め、すべての事務取扱は、開庁日のうち、午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時30分までとします。

(5) 日 程

募集要項配布	平成 30 年 10 月 31 日(水)～平成 30 年 11 月 8 日(木)
応募説明会申込期限	平成 30 年 11 月 8 日(木)
応募説明会	平成 30 年 11 月 12 日(月)
応募登録	平成 30 年 10 月 31 日(水)～平成 30 年 11 月 16 日(金)
質問書受付	平成 30 年 10 月 31 日(水)～平成 30 年 11 月 16 日(金)
質問書最終回答期限	平成 30 年 11 月 30 日(金)
提案書受付	平成 31 年 1 月 11 日(金)～平成 31 年 1 月 16 日(水)
評価	平成 31 年 2 月中旬
最優秀提案者等通知	平成 31 年 2 月下旬
基本協定締結	平成 31 年 3 月頃
実施協定締結	平成 31 年 6 月頃
工事着手	平成 31 年 7 月頃
供用開始	平成 32 年 3 月頃 ※早めることは可能
事業終了	平成 35 年 3 月末

2. 久屋大通公園の概要

戦後の復興土地区画整理事業によって造られた久屋大通は、市を象徴する2本の100m道路のうちの一つで、栄地区を南北に貫く通りです。

その中央に位置する久屋大通公園は、歴史的にも名古屋大都市圏の近代を代表する公園であり、これまで50年近くに亘って、多くの方々の憩いの場として親しまれています。

久屋大通公園のうち、外堀通から桜通までの「北エリア」及び桜通から錦通までの「テレビ塔エリア」については、全面的に再生するために整備運営事業者を平成30年2月に選定し、平成32年の供用開始に向けて事業を進めています。

そして、錦通から若宮大通までの「南エリア」については、平成39年のリニア中央新幹線開業を見据えて、「にぎわいの空間」として再生するための検討を進めています。

○久屋大通公園の概要

公園所在地	名古屋市中区丸の内三丁目、錦三丁目、栄三丁目、大須四丁目、東区東桜一丁目
都市公園面積	約158,500㎡（栄バスターミナル部含まず）

○栄地区ランドビジョンにおけるエリア別の空間イメージ



3. 事業の概要

(1) 事業方針

栄バスターミナル（噴水南のりば）（以下「栄バスターミナル」という。）の跡地を含む久屋大通の南エリア（錦通～若宮大通）は、栄地区グランドビジョンに基づき「にぎわいの空間」として再生する予定をしています。その中でも、栄バスターミナルは栄地区の中心に位置しており、公園として再生することにより栄地区全体の人の流れが変わり、地区のポテンシャルが向上することが期待されます。

そこで、平成31年3月に、栄バスターミナルをオアシス21周辺に移転することにより、栄バスターミナル跡地を都市公園に変更し、南エリアの本格整備に先立って、平成31年度から平成34年度末までの3年間程度、栄バスターミナル跡地を集客・交流拠点として暫定的に活用します。

なお、本事業では、次の事項を基本コンセプトとします。

- ①栄地区の中心地である立地を活かし、平日も含め、多くの市民や観光客が集い、楽しむ、集客・交流拠点として活用する
- ②東京オリンピック・パラリンピック等と連動したイベント開催や周辺地区等と連携を図るなど、暫定活用中に絶えず人を惹きつけるような活用とする
- ③暫定活用により、賑わいを創出し、久屋大通公園南エリアの本格整備に繋がる機運を高める

(2) 事業提案内容

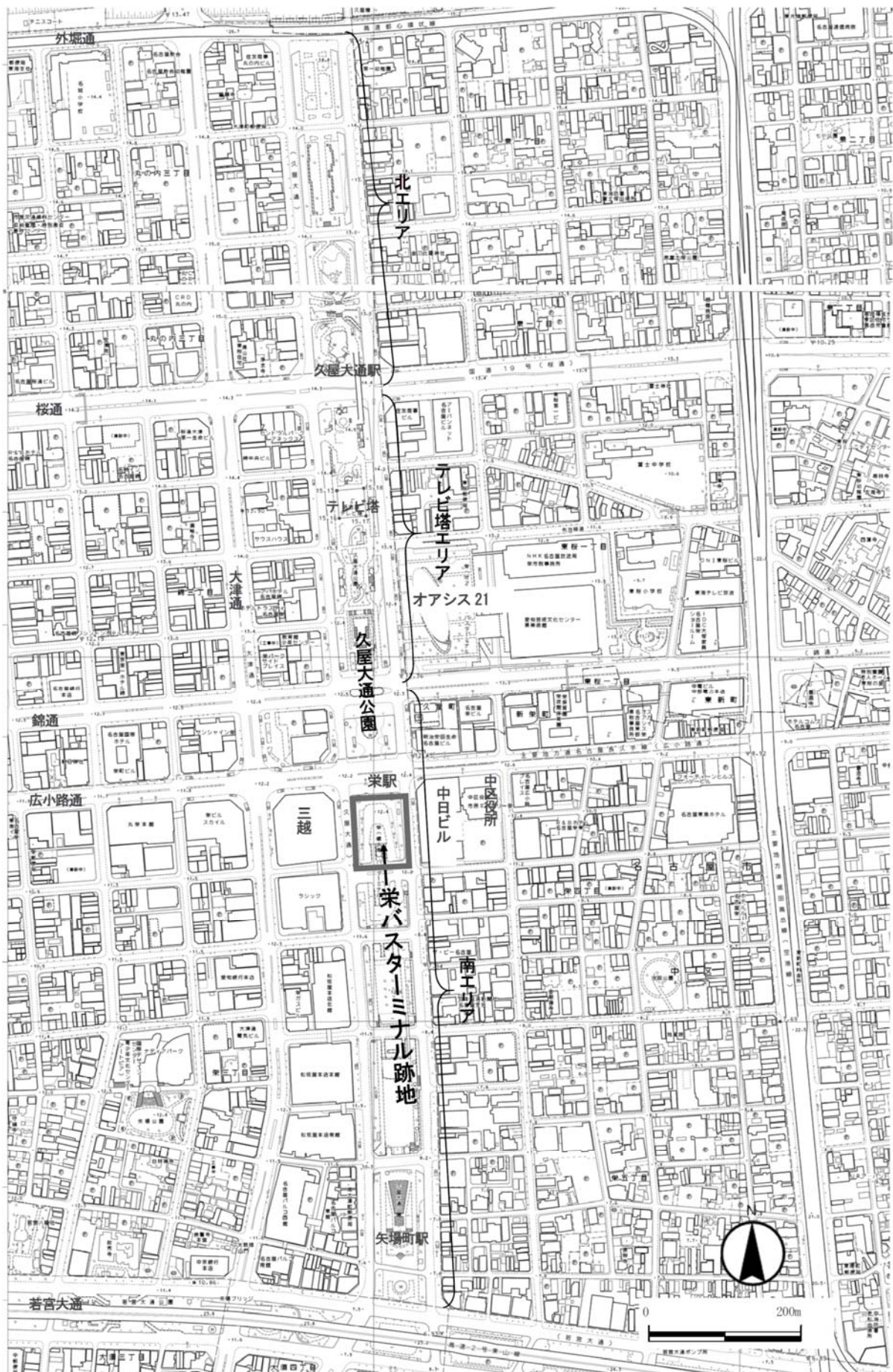
栄バスターミナル跡地を栄地区の中心部にふさわしい集客・交流拠点として暫定的に活用するため、広場等の公園施設と集客力のある収益施設等を整備していただきます。（収益施設については「12.用語説明」参照）

また、整備後は、広場におけるイベント実施などにより、賑わいや魅力の向上を図るような広場等の公園施設と収益施設等の一体的な維持管理を行っていただきます。

(3) 事業対象区域

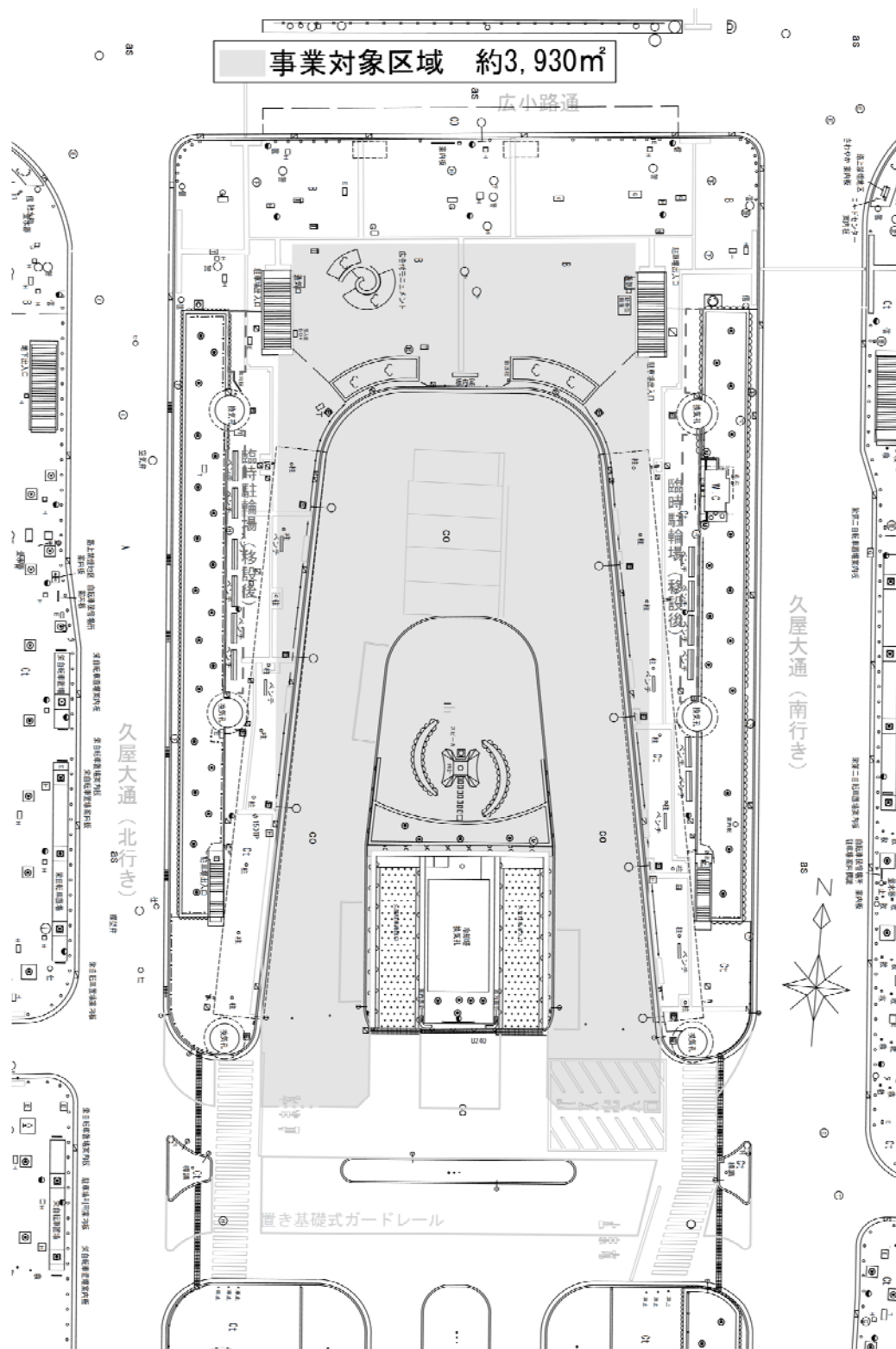
事業対象地の所在	名古屋市中区栄三丁目
都市計画等	地域地区：商業地域（用途地域）、防火地域、緑化地域、駐車場整備地区 都市計画施設：都市計画公園（8・5・8 久屋大通公園） 都市計画道路（3・1・1 久屋町線） 都市計画駐車場（第1号久屋駐車場） その他：久屋大通都市景観形成地区 都市再生緊急整備地域、広域避難場所 指定緊急避難場所、道路内の建築制限
事業対象区域内にある主な施設	地下駐車場（久屋駐車場）、鉄道施設（市営地下鉄）、森の地下街、バスターミナル（撤去予定）
位置付け等	都市公園と道路との兼用工作物とする予定（公園管理者の管理区域）
概算面積	約 3,930 m ²
土地所有者	市

【栄バスターミナル跡地 位置図】



【栄バスターミナル跡地 事業対象区域平面図】

下図に本事業における事業対象区域を示す。



久屋駐車場出入口の前面道路は、栄バスターミナル移転後に幅員6mに改修される予定です。

また、現在事業対象区域の北側に設置されている仮設駐輪場は、事業対象区域の東西の植栽帯沿いに市が移設し、植栽帯とともに道路区域として市が維持管理を行います。

なお、計画については資料集「資料2：道路改修及び駐輪場計画図」を参照してください。

(4) 事業スキーム

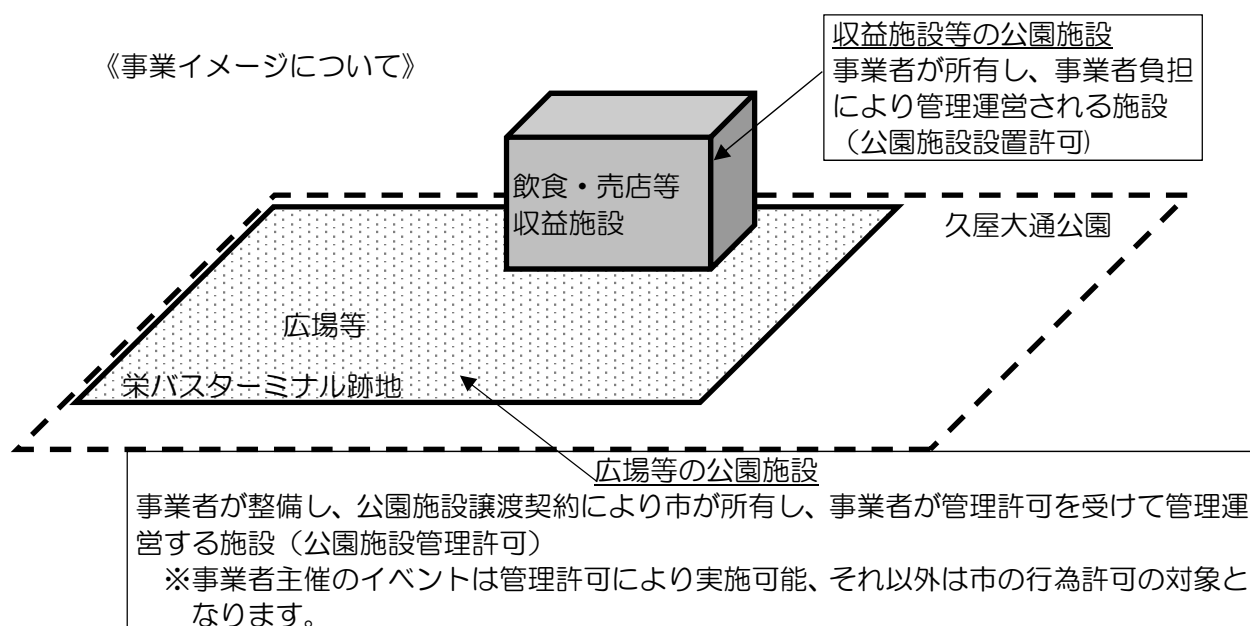
事業者は、市から設置許可を受けて区域内に自ら所有し運営する収益施設等（以下「設置許可施設」という。）を整備・管理運営するとともに、市から管理許可を受けて管理する広場等の施設（以下「管理許可施設」という。）を整備後に市へ譲渡し、運営管理を行います。（設置許可、管理許可については「12.用語説明」参照）

事業者は、広場等の管理許可施設をイベントの実施等により活用いただけますが、原則として事業者が主催又は共催のイベントに限ります。

事業対象区域における施設区分や費用負担等は、以下のとおりです。

施設区分	管理許可施設		設置許可施設
	広場、園路	公園灯、植栽、既存施設	便益施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、管理施設、などの公園施設
提 案	必須	任意	任意
整備主体	事業者		
整備費用負担	市 15,500 千円以内 ※既存施設の修繕費含む		事業者
所 有	市		事業者
管理運営主体	事業者		
使 用 料	管理許可使用料 免除		設置許可使用料 1,000 円/㎡・年以上 ※収益施設以外は免除

※ 既存施設の撤去費のうち、市が負担するのは、管理許可施設を整備するための撤去費に限ります。なお、その撤去費も市負担額に含まれます。



《市による管理許可施設の費用負担》

市が負担可能な上限額は以下のとおりです。

なお、具体的な取得金額については、本件に関する予算が議会において議決された後、市と事業者で計画内容を協議のうえ、協議内容を基に市が積算した額を上限に別途管理許可施設の譲渡に係る契約を締結して定めます。また、工事完了に至るまでに消費税及び地方消費税の変動があった場合でも、市が負担可能な上限額は以下の金額で固定します。

■市が負担可能な上限額 15,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【対象工種】

- 広場整備（排水施設整備、公園灯設置を含む。）※
- 既存施設の撤去及び修繕
- その他工事（道路から事業対象区域境までのライフラインの引込等）

※広場整備において、車道と歩道の段差解消のための地盤の嵩上げ及びそれに伴う排水施設等の改修を行ってください。（資料集：「資料4 路面嵩上げ範囲図(参考)」参照）

《都市公園施設の設置、管理及び占用許可に基づく使用料の減免》

本事業に関する設置、管理及び占用許可に関する使用料の減免は、以下のとおりです。（占用許可については「12.用語説明」参照）

番 号	項 目	減額する額
1	公園利用者が利用する無料の公園施設を設置する場合（収益が生じる施設と合築する場合は、延床面積に応じて按分した無料の公園施設の面積分の使用料全額を減額とする）	全額
2	栄バスターミナル跡地の広場等を管理する場合（広場に必要となる工作物及び物件の使用料の全額を減額とする）	全額
3	栄バスターミナル跡地における工事に伴う都市公園の占用及び工事用施設を設置する場合（建物の水平投影面積部分除く）	全額

(5) 事業期間

事業期間は、基本協定の締結日から平成 35 年 3 月末日までとし、設計、工事及び事業終了前の設置許可施設の解体・原状復旧に要する期間を含みます。

平成 32 年 3 月までに施設全体を供用開始してください。

設置許可施設の設置許可期間は工事着手時から平成 35 年 3 月末日までの約 3 年 9 ヶ月、広場等の管理許可期間は供用開始時から平成 35 年 3 月末日までの約 3 年～3 年 6 ヶ月とします。

H31.3 H31.7 ～H32.3（早めることは可能） H35.3

基本協定の締結	協議・設計	工事	供用期間（約 3 年程度）	解体
	公園施設の設置許可（約 3 年 9 ヶ月）			
		現場管理※	整備後の公園施設の管理許可（約 3 年～3 年 6 ヶ月）	

※広場等の現場管理時は、占用許可を受けていただきます。

4. 事業の実施条件等

(1) 全体事項

- ア 名古屋市公園経営基本方針及び名古屋市公園経営事業展開プランに即した内容としてください。
- イ 絶えず人を惹きつけ、久屋大通公園の賑わい向上や集客に寄与し、栄地区の魅力向上につながる計画としてください。
- ウ 国内外からの来訪者に対してホスピタリティあるサービスを提供するとともに、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- エ 周辺との連続性、回遊性及びデザイン性の向上を期待します。
- オ 久屋大通公園内の既存施設にはない、新たな機能増進となる提案を期待します。
- カ 主となる事業については、原則として、今回の提案事業以外の事業を行うことはできません。ただし、市と協議のうえ、公園利用者の利便性に寄与する等の必要性が認められた場合については、可能となる場合があります。
- キ 提案内容の実施にあたっては、その詳細について市と協議が必要となります。

※名古屋市公園経営基本方針及び名古屋市公園経営事業展開プランは、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-3-16-1-0-0-0-0-0.html>

<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000047402.html>

(2) 整備工事の全般事項

【整備工事等】

- ア 事業対象区域内における一切の工事（既存施設の撤去を含みます。）は、事業者の責任において一体的に施工してください。
- イ 工事期間中、来園者の安全や周辺環境に配慮してください。（資料集「資料5：工事に関する注意事項」参照）
- ウ 事業者は、本事業における全ての工事に係る必要な安全対策を行い、区域内における工事施工及び管理に起因して発生する一切の損害の責任を負うこととします。
- エ 工事の施工にあたり、市と円滑に協議できる管理体制としてください。

【建築面積の制限】

事業対象区域内に新たに設けることができる建築物の面積は、次表のとおりです。

区 分	飲食店・トイレなど すべての公園施設 A	休養施設、運動施設、 教養施設など （名古屋市都市公園条例第3条 の5（1）の施設 B	高い開放性を有する 建築物 （名古屋市都市公園条例第3 条の5（3）の施設 C
建築可能な建築面積	300㎡	Aに加えて100㎡	Aに加えて100㎡

※ $A+B+C \leq 500 \text{㎡}$

公園施設の種別は、主たる機能で判断します。また、公園施設の種別については、「12.用語説明」参照してください。

【建築物等の高さ制限】

久屋大通公園の見通しや名古屋テレビ塔の視認性に配慮し、建築物等の高さは基本的に 5m 以下、平屋建てとしてください。なお、建築物の屋上の利用は可能とします。

【地下構造物上部に設置する施設の条件】

事業対象区域の地下には、地下駐車場及び地下鉄があるため、地上部に施設を設置するにあたっては、これらの地下構造物に影響を及ぼさないことが条件となります。

なお、地下構造物は、地表面の上載荷重 0.9t/m^2 、地下駐車場の平均土被り 1.07m 、土の単位体積重量 1.6 t / m^3 で計算されています。

地下構造物の構造計算は、昭和40年の名古屋市高速鉄道鉄筋コンクリート土木構造物設計示方書（案）並びに土木学会制定コンクリート標準示方書の旧耐震基準に準拠して計算されていますので、その点を配慮して施設設計をお願いします。なお、鉄筋コンクリート造の建築物などの荷重が大きくなる施設を設置する場合は、事務局と協議してください。

また、施設の設計段階及び施工段階において、地下鉄及び地下駐車場の管理者と近接作業に関する協議を行ってください。

【事業対象区域内の主な既存施設の取扱】（資料集「資料 3：施設写真位置図」参照）

施 設	取 扱
バス停留所上屋	市が撤去
バス停留所用金属製ベンチ	市が撤去
市バス乗り場案内	市が撤去
バス関連の標識	市が撤去
臨時駐輪場	市が事業区域外に移転
花壇（敷地北側）	市が撤去
防護柵（歩車道境界部）	市が撤去
広告付モニュメント	撤去可能
時計台及びスピーカー	撤去可能
高木（クスノキ 4 本）	原則撤去不可（樹木の健康状態に起因する場合は協議可能）
通気口	撤去不可
冷却塔の配管等	撤去不可

※「市が撤去」する施設は、平成31年6月末までに市が撤去する予定です。

（参考 事業対象区域外の施設の取扱）

施 設	取 扱
公衆便所	市が撤去
動物型銅像	撤去不可
木製ベンチ	市が一部撤去（駐輪場設置部）

【ライフライン】

- ア 電気、水道、下水道、ガス及び電話等の各施設（以下「ライフライン」という。）は、原則として事業者が整備し、所有してください。また、既設ライフライン及び冷却塔配管・配線が維持管理できるような施設配置としてください。なお、既設の給排水施設については、市と協議のうえ、利用していただくことができます。現在未使用のライフラインを利用する場合は、利用前に点検し事業者の責務で使用してください。
- イ ライフラインの上部には、原則、建築物を建てることはできません。なお、切り回しを行う場合はこの限りではありません。
- ウ キュービクルの新設等、既設のライフラインの容量を超える設置及び整備工事は、事業者の負担において実施してください。なお、道路から事業対象区域境までのライフラインの引込については、市と協議のうえ、費用は市が負担しますが、その額は「3.（4）市による管理許可施設の費用負担」に定める金額を上限とします。
- エ 設置許可施設に対し、原則として市から電気等の供給を行うことはありません。
- オ 事業対象区域内において設置許可施設に必要となるライフライン切り回しは、事業者の責任と負担において実施してください。
- カ 集水^{ます}槽の移設は可能ですが、周辺区域の雨水排水に支障の無いよう事業者の責任と負担において移設等を行ってください。
- キ 冷却塔の配管・配線は、移設及び撤去はできません。
- ク 冷却塔の配管・配線の上部に建築物を設置することはできません。また、工作物等を設置する場合は、配管・配線に荷重を与えないように計画してください。（資料集「資料3：施設写真位置図」参照）
- ケ 保守・点検等のため、冷却塔や通気口までの通行を妨げないように施設等を計画してください。

(3) 設置許可施設の整備に関する事項

【全般】

- ア 立地特性を生かした魅力的な収益施設等を提案してください。
- イ 設置許可施設の整備にあたり、既存施設の撤去が必要な場合は、市と協議のうえ事業者により行ってください。当該行為にかかる費用は、事業者の負担とします。
- ウ 遊戯施設を設置する場合は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）（国土交通省）を踏まえた計画としてください。また、その他の公園施設についても各公的基準等に従って計画してください。

【トイレ】

- ア 女性や高齢者にも使いやすく、公園利用者が利用しやすいトイレを設置してください。
- イ 男子トイレ、女子トイレをそれぞれ設けてください。また、衛生器具の数は、収益施設や広場活用を考慮した数を設置してください。
- ウ 多機能トイレ又は多機能トイレの一部の機能を持ったトイレを設置してください。
- エ トイレは単独施設でも収益施設との複合施設でも設置可能です。収益施設との複合施設とする場合は、収益施設からだけでなく、収益施設を介さなくても利用できるなど、公園利用者の利用

に配慮してください。

オ 排水は下水管に直結してください。なお、イベント利用時等に設置する仮設トイレは、この限りではありません。

カ 事業期間が満了するまでに、トイレは撤去してください。

【自動販売機】

自動販売機を単独で屋外に設置する場合には、公園施設として設置許可を受けてください。なお、自動販売機の外装色は、原則、基調となる色彩として「(社)日本塗料工業会 2017 年 J 版 19-70A」(ライトグレー色)を標準指定色としてください。周辺と調和し、久屋大通地区にふさわしい外装色については、事務局の承認を得ることにより使用することができます。

また、別途、自動販売機の詳細な仕様について事務局と協議して設置してください。

(4) 設置許可施設の管理運営に関する事項

【全般】

ア 管理許可施設(広場等)以外の施設は、設置許可施設として事業者が設置し、所有してください。

イ 設置後の維持管理及び運営は、事業者が自らの責任で行ってください。

ウ 収益施設の設置及び管理運営にかかる費用は、事業者の負担となります。

エ 特定の会員のみが利用できる施設など、「独占的な利用」や「排他的な利用」を行う施設は設置できません。

オ 利用者の利便性を考慮し、原則、通年営業としてください。

カ 来園者の特性・ニーズを理解し、魅力ある業種・業態としてください。

キ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受ける料理店、カフェー、バー、キャバレーを設置することはできません。

ク 営業時の音、振動、営業時間等については、周辺の環境に配慮してください。なお、原則営業時間については制限しません。

ケ アルコール類やタバコの販売は可能です。ただし、自動販売機によるアルコール類やタバコの販売は禁止します。

コ 年間を通じ、円滑な管理・運営が可能な従業員の配置体制としてください。

サ 地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理・運営可能な配置体制としてください。

シ 公園内や周辺道路において通行利用者などの支障とならないよう対策をしてください。

ス トイレは、適宜巡回して清潔と安全を保つように管理してください。また、紙の補充も行ってください。なお、夜間は閉鎖することも可能です。

【設置許可使用料】

ア 収益施設の設置許可を受けたときは、各施設の使用面積(以下「使用予定面積」という。)に対して、自ら提案した設置許可使用料単価を乗じた額を、設置許可使用料として市に払っていただきます。また、建築面積が発生しなくても、収益施設が専用的に使用する部分は設置許可使用料の支払い対象となります。なお、工事期間中も使用料が発生します。

イ 設置許可使用料の下限は、年額 1 m²あたり 1,000 円とします。

ウ 設置許可施設の使用予定面積は、提案書に添付する求積図に基づいて算出してください。

設置許可施設の設置工事期間中は、原則として事業者から提案された設置許可施設の使用予定面積に基づき設置許可使用料を算出します。また、設置完了後に設置許可施設の面積が使用予定面積から変更があった場合は、変更後の面積に基づき設置許可使用料を算出します。

エ 自動販売機を単独で屋外に設置する場合の設置許可使用料は、年額 1 m²あたり 21,000 円とします。

(5) 管理許可施設の整備に関する事項

【全般】

ア 管理許可施設は、広場、園路、樹木、公園灯及び既存施設等を対象とします。

イ 管理許可施設の設計内容等については、次記ウに掲げる事項を要求水準として定め、原則、現場着工の 1 か月前までに市の承認を得てください。

ウ 管理許可施設の整備に際しては、工事の施工に関する法令及び市緑政土木局が定める「土木工事標準仕様書（平成 30 年 4 月）」「事業損失防止調査標準仕様書（平成 13 年 4 月）」「工事共通構造図（平成 30 年 4 月）」「請負工事施行要綱（平成 30 年 4 月）」「請負工事施工管理基準（平成 29 年 11 月）（工事施工記録写真作成方法等含む。）」「請負工事品質管理基準（平成 30 年 4 月）」「監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部 建築物解体工事共通仕様書・同解説 H24」「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 28 年版（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）」「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成 28 年版（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）」並びに工事の施工方法に関する公的基準等に従って施工してください。

なお、これに定めのない場合は、市と協議のうえ適切に施工してください。

エ 管理許可施設は、事業者が整備を行い、整備完了後に市へ譲渡していただきます。また、既存施設の撤去が必要な場合は、市と協議のうえ事業者により行ってください。当該行為にかかる費用は市が負担しますが、その額は「3.（4）市による管理許可施設の費用負担」に定める金額を上限とします。

オ 管理許可施設の市負担額が、当該上限額（15,500 千円）を上回った提案は無効となります。

カ 構造に関しては、「名古屋市緑政土木局工事共通構造図」に準じてください。

キ 管理コストの低減に配慮した計画としてください。

ク 入手困難な材料等の使用は避けてください。

ケ 事業対象区域内に、死角や暗がりをつくらないう、照明等を公園の安全性に配慮して適宜設置してください。なお、収益施設等に照明等を設置し、暗がりがない場合は、管理許可施設の照明等の設置を省略できます。

コ 管理許可施設は、原則として平成 32 年 3 月 31 日までに整備をしたうえで、市に引き渡してください。なお、設置許可施設と併せて供用開始を早める場合は、引渡し時期も早めることができます。

【広場】

ア 様々なイベントに活用しやすい広場や、憩いの場として活用できる広場を整備してください。

イ 広場として活用できるよう、現状の車道と歩道の段差を解消する地盤の嵩上げ及びそれに伴う雨水桝等の改修をしてください。嵩上げの範囲は、資料集「資料 4：路面嵩上げ範囲図（参考）」を参考としてください。

ウ 広場用途に応じて必要となる電源、給排水等設備等を整備してください。

エ 久屋大通公園は広域避難場所に指定されていることから、広場は避難場所としての活用を想定して整備してください。

オ 現場着工時及び竣工時に、都市公園区域（事業対象区域）と道路区域の境界を確認し、境界鉾が消失している場合は、鉾を復元してください。

【樹木及び植栽】

ア 新たに草花や樹木を植えることは可能です。

イ 既存の高木は、供用開始前に剪定を行ってください。その際、事業対象区域外まで伸びている枝は、原則、樹木の健康状態に支障がない範囲で事業対象区域内に収まるように剪定してください。

【時計塔】

時計塔（スピーカー含む）は撤去可能ですが、撤去しない場合は、塗装の劣化等があるため、修繕して使用してください。

(6) 管理許可施設の管理運営に関する事項

【管理許可施設】

管理許可施設の所有が市に帰属した後も、維持管理及び修繕は事業者の責任と負担で適切に行ってください。ただし、管理許可施設が自然災害等により復旧困難な被害を受けた場合、協議を受け市が負担します。

また、照明や時計塔等の電気代も、事業者の負担となります。管理許可施設の維持管理等については、資料集「資料 6：管理業務仕様書」を参照してください。

【広場の利用料金の取扱いについて】

イベントの実施にあたり、事業者が主催又は共催で実施するイベントの収入は、事業者の収入になります。それ以外の主催者が実施するイベントの場合は、名古屋市都市公園条例第 4 条に基づき市がその主催者に対して行為許可を行います。その際に主催者が負担する使用料については、市の収入となります。

イベントの種類	収入先
事業者主催のイベント	（管理許可による）事業者の収入
事業者が共催のイベント	（管理許可による）事業者の収入
事業者が協賛のイベント	（行為許可による）市の収入
他の民間事業者が主催のイベント	（行為許可による）市の収入
公園管理者以外の市等が主催のイベント	（行為許可による）使用料は免除又は減免

【樹木及び植栽】

既存の樹木は、健全に育成するように適正に管理してください。

【ネーミングライツ】

ネーミングライツ・パートナーを提案することが可能とし、そのネーミングライツ・パートナーは、全体計画に沿った、市民に親しまれる愛称を広場に付けることができます。

なお、提案金額は、年額 100 万円以上（税抜き、千円単位）とします。愛称の使用及び表示期間は、施設の供用開始日から平成 35 年 3 月 31 日までとします。

また、事業者として選定された場合でも、愛称が不適切と判断した場合は愛称を使用できないことがあります。

詳細については資料集「資料 7：栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地ネーミングライツ・パートナー提案要項」を参照してください。

(7) その他の共通事項

【各施設共通】

ア 提案する施設は、全て公園利用者のための施設であり、原則、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 5 条に規定された公園施設に限られます。ただし、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 12 条に規定された占用物件は、事務局等との協議の上、公園に必要と認められる場合、設置可能とします。公園施設の整備であることを十分理解し、公園利用者の利便に資するものや公園の利用促進につながる施設を提案してください。公園利用者のためでない施設は提案することができません。

また、都市公園法に規定された公園施設を組み合わせた「複合施設」としての提案も可能です。この場合、主となる用途の公園施設として扱います。

イ 地形及び周辺環境等をうまく利用した配置計画デザインとしてください。

ウ 事業対象区域における、朝昼夜の時間帯ごとの活用及び夏冬を含めた広場の利用促進に向けた対策をしてください。

エ 混雑時の各動線（通行利用者と公園施設利用者等）の機能性及び安全性に配慮するとともに、公園全体の回遊性の向上に努めてください。

オ 公園内や周辺道路において通行利用者、自転車利用者、地下駐車場利用者等の支障とならないよう対策をしてください。

（支障例）

販売又は配布した物の広場や歩道等への投げ捨て

イベント及び収益施設利用者の待ち列の道路区域へのはみ出し

イベント及び収益施設利用者が使用する自転車の広場や周辺歩道への放置

カ 環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に努めてください。

キ 施設は、ユニバーサルデザインに配慮してください。なお、バリアフリーについては、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年愛知県条例第 33 号）、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年名古屋市条例第 10 号）及び福祉都市環境整備指針（名古屋市）に基づいた計画としてください。また、高齢者や子ども連れ、

障害者等の様々な方の利用に配慮してください。

- ク 建築物を設置する場合は、名古屋市都市公園条例（昭和 34 年条例第 15 号）第 3 条の 4 及び第 3 条の 5 に規定する建築面積の基準並びにその他関係法令を遵守してください。
- ケ 設置する施設及び機器のデザイン、高さ及び配置等は、周辺環境との調和、久屋大通都市景観形成地区としてふさわしい景観、名古屋テレビ塔の視認性及び名古屋テレビ塔からの景観などに配慮し、景観の維持向上に努めてください。また、施設の設置により既存の動物型銅像が隠れないように配慮（離隔 1.8m 以上確保）してください。（動物型銅像については資料集「資料 3：施設写真位置図」参照）
- コ その他、都市公園法、名古屋市都市公園条例その他都市公園関係法令に従うとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）など本事業の実施に関係する全ての諸法令に従い、関係機関等への届出、検査等必要な手続を遅滞なく行ってください。
- サ 事業対象区域内は、兼用工作物として都市公園法に加え、道路法の適用もあるため、建築物を建築する際は、建築基準法第 44 条に基づく許可が必要になります。
- シ 事業やイベント等を広く PR するための広報に努めてください。
- ス 原則として、設置許可期間（更新許可期間を含む。）が満了するまでに、事業者の責任及び負担において設置許可施設を撤去し、更地にして返還していただきます。

【運営・維持管理】

- ア 来園者が利用しやすく、安心・安全に配慮した管理運営を行ってください。
- イ 市からの指示、連絡に対して、迅速に対応できる体制を整えてください。
- ウ 持続的に運営可能な事業計画としてください。
- エ 年間を通じ、円滑な管理運営が行えるよう効率的な従業員の配置体制を整えてください。
- オ 地震・火災・豪雨等の災害及び落枝による事故や交通事故等の発生時の危機管理に対応した管理運営体制を整えてください。
- カ 中間期（平成 32 年度）及び完了期に、提案内容を満たしているかなどの評価を行います。
- キ 定期的に設置許可施設の財務報告について、市の指示に基づいて報告してください。また、市は随時事業者に対して、設置許可施設の運営状況を調査し、又は、財務書類の提出・説明等を求めることができるものとし、事業者はこれに協力してください。

【広告物】

- ア 広告物の掲出については、名古屋市屋外広告物条例、久屋大通都市景観形成地区の景観形成基準等を遵守してください。
- イ 事業対象区域内での一般広告物は掲出できません。
- ウ 事業対象区域内での自家用広告物の掲出は可能です。
ただし、表示面積の合計が店舗等の施設ごとに 5㎡以内に限ります。（イベント時の広告を除く。）

【地下駐車場】

地下駐車場出口付近において、駐車場利用者の視距を妨げる施設を設置しないでください。

【その他】

- ア 栄地区全体の魅力に資するよう、市及び市が構成員となる団体が主催で行うイベント等との連携に配慮してください。
- イ 市の広場の利用及びその他緊急の事情により、広場が使用できなくなる場合又は大幅な利用制限がかかる場合があります。
- ウ 既存の動物型銅像は道路占用物件であり、事業対象区域から除外されています。
- エ 現在、平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの映像をライブ中継できるよう、市で映像を入手することを検討しています。
- オ 事業対象区域に隣接する駐輪場は、栄地区全体の駐輪場であり、本事業の専用の駐輪場ではありませんので、駐輪場が不足する際には、臨時駐輪場を事業対象区域内に設けるなど、適切な対策を講じてください。
- カ 設置許可施設及び管理許可施設の整備や管理運営について定めのない事項は、市との協議のうえ適切に整備・管理運営してください。

(8) 許可手続き等

【許可手続き等】

- ア 事業者は、事業対象区域内において既存施設の撤去工事及び公園施設の整備工事を行う際に、その着手前に都市公園法第 6 条に規定される占用許可を受けてください。この場合の占用許可に基づく使用料は原則として免除します。
- イ 事業者が所有し、維持管理する設置許可施設の設置工事を行う際には、その着手前に都市公園法第 5 条に規定される公園施設の設置許可及び建築基準法に基づく許可等を受けてください。
また、市所有の公園施設については、事業者が都市公園法第 5 条に規定される公園施設の管理許可を受け、維持管理してください。
- ウ 設置許可期間及び管理許可期間は、市との協議のうえ、平成 35 年 3 月末日を限度として許可及び更新を行います。
- エ 事業者は、設置許可期間中において、設置許可に基づく使用料（以下「設置許可使用料」という。）を市に納付していただきます。納付していただく設置許可使用料の算出における面積は、原則として、建築面積に限らず収益施設の設置許可区域全体を対象とします。なお、提案内容における、各施設の目的や内容から設置許可使用料を一部減免の対象とする場合もあります。
また、公園利用者が利用する無料の公園施設を設置する場合は、設置許可使用料を免除します。無料の公園施設と収益施設を合築する場合は、延床面積に応じて按分した無料の公園施設の面積分の使用料全額を減額します。
管理許可に基づく使用料（以下「管理許可使用料」という。）は免除とします。なお、事業者は、平成 31 年 7 月 1 日から、事業対象区域全体に対して工事のための占用許可及び施設の設置許可を受け、現場管理をしてください。また、工事のための占用許可に基づく使用料（以下「占用許可使用料」という。）は免除とします。工事竣工後、設置許可区域を除く範囲において施設

の管理許可を受け、事業対象区域全体の管理運営をしてください。

オ 設置許可使用料は、年度ごとに発行する納入通知書により、市が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、当該許可日の属する年で、設置許可期間が1年に満たない場合は、月割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。

【原状回復について】

ア 設置許可区域内の施設については、事業期間が満了するまでに事業者により速やかに原状回復を行っていただきます。

本事業における原状回復とは、原則として、本事業で事業者が設置許可により整備したすべての建築物、施設、工作物、地下埋設物等を解体・撤去し、更地として整地するまでをいいます。

イ 事業対象区域の地下に、事業者所有の管路等が埋設されている場合等については、市との協議により、原状回復を求めない場合もあります。

ウ 事業者の責により事業が中止となった場合も同様に、事業者により速やかに原状回復してください。

5. 応募者の資格等

(1) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- ② 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する法人
- ④ この募集要項の配布日から、最優秀提案者決定通知日までの間に、名古屋市指名停止要綱第 3 条第 1 項による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- ⑤ 最近の 2 年間程度（平成 28 年 1 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで）において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- ⑥ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人（愛知県警察に対して、照会させていただくことがあります。）

ア 応募の日から事業期間の終了までの間において、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に規定する暴力団排除措置の対象である法人（本件については、当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）

イ 応募の日以前において、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）その他暴力団の排除に関して市の定める規定等に基づく排除措置の対象であった法人。ただし、当該排除措置の対象外となった日から 3 年を経過した法人を除く。

- ⑦ 評価委員が経営又は運営に直接関与している法人

(2) 応募者の資格

- ① 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- ② グループで応募する場合は、応募グループを構成する法人（以下「構成法人」という。）のすべてが上記（1）の制限に抵触しないことを要します。
- ③ グループで応募する場合は、市と事業全体の窓口となる法人を 1 社定め、代表法人としてください。
- ④ 応募法人又は応募グループのすべての構成法人について、直近の決算において債務超過でないこととします。
- ⑤ 応募法人又は代表法人は、すべての施設の整備・管理運営業務について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。
- ⑥ 設置許可施設の管理・運営業務の役割に当たる応募法人又は構成法人のうち少なくとも 1 者は、過去 10 年以内に提案する設置許可施設と類似する施設のマーケティングやテナントリーシング

等のマネジメント実績を有することとします。

- ⑦ 管理許可施設の整備業務の役割に当たる応募法人又は構成法人のうち少なくとも1者、若しくは整備業務の下請けを受けた法人は、平成29年度及び平成30年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事請負」、申請業種「造園工事A」又は「一般土木工事A、B、C、D」の競争入札参加資格を有すると認定された者であることとします。なお、下請けを受けた法人については、実施協定締結前までは資格を有する他の法人に変更することを認めます。
- ⑧ 管理許可施設の管理運営業務の役割に当たる応募法人又は構成法人のうち少なくとも1者、若しくは管理運営業務の下請けを受けた法人は、過去10年以内に500㎡以上の公園又は広場等の管理運営業務実績を有することとします。なお、下請けを受けた法人については、実施協定締結前までは資格を有する他の法人に変更することを認めます。

(3) 応募条件

- ① 応募法人は、他の応募グループの構成法人となることはできません。
- ② 同時に複数の応募グループの構成法人となることはできません。
- ③ 応募グループの場合、構成法人の変更は原則として認めません。

ただし、代表法人以外の構成法人については、業務上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。

その場合には、市は必要に応じ、書類の再提出等を求めることがあります。

6. 応募手続き

(1) 募集要項の配布

募集要項については、名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-17-0-0-0-0-0-0-0.html>）よりダウンロードしていただくことができるほか、以下の場所でも配布します。

配布期間：平成 30 年 10 月 31 日（水）～平成 30 年 11 月 8 日（木）

配布場所：名古屋市 住宅都市局 リニア関連都心開発部 都心まちづくり課
（名古屋市役所 西庁舎 3 階）

(2) 応募説明会

応募説明会を以下のとおり開催します。応募説明会に参加される場合は、事前に申込みが必要です。以下のとおり申込みをしてください。

応募説明会の参加者は法人に限らせていただきます。

なお、応募説明会に参加しなくても、本事業提案に応募することは可能です。また、参加しないことにより評価において不利になることはありません。

①事前申込について

使用様式：様式 1「応募説明会 参加申込書」

申込期限：平成 30 年 11 月 8 日（木）

申込方法：電子メール（a2768@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp）

※件名を「栄バスタ跡地応募説明会参加申込」として様式 1 を送付ください。

②説明会の開催について

日 時：平成 30 年 11 月 12 日（月）午後予定

※現地説明会は、募集要項説明会終了後に実施

場 所：名古屋市役所 西庁舎 3 階 第 8 会議室

参加人数：1 社あたり 2 名まで

(3) 応募登録

本事業提案に応募される方は、必ず応募登録をしてください。応募登録をしなければ、提案書の提出はできません。

応募登録は、法人又は法人のグループに限ります。個人での応募登録はできません。

応募グループで提案書の提出を予定されている方については、グループのうちの 1 社が代表して応募登録を行ってください。なお、提案書の受付時においては、応募登録をした法人が存在する場合に限り、グループの構成を変更することは可能です。

応募登録は、以下のとおり行ってください。

使用様式：様式 2「応募登録申込書」

申込期間：平成 30 年 10 月 31 日（水）～平成 30 年 11 月 16 日（金）午後 5 時 30 分まで

申込方法：受付場所へ持参又は郵送（平成 30 年 11 月 16 日（金）必着）
 受付場所：名古屋市 住宅都市局 リニア関連都心開発部 都心まちづくり課
 （名古屋市役所 西庁舎 3 階）

なお、応募登録いただいた方に対して、応募に関する下記の資料を提供させていただく予定です。

○追加資料

資 料 名	備 考
現況施設図	公園内の標高、排水施設等
既設埋設管敷設概略図	地下埋設管
公園・周辺施設竣工図等	久屋駐車場竣工図（平面・縦断図）
	地下鉄施設構造図
	冷却塔配管図
	構造計算書等（久屋駐車場、地下鉄）【閲覧のみ】
	広告付モニメントの平面・立面図（基礎等の構造図含まず）
イベント一覧表	主なイベントの実施一覧、年回数等（H29）

※【閲覧のみ】の記載がある資料については、事務局において閲覧のみ可能です。

追加予定資料は一部変更になる場合があります。

(4) 募集要項に対する質問及び回答

応募登録された方は、募集要項の内容に関して質問がある場合は、質問書を提出することができます。

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式 3「質問書」

受付期間：平成 30 年 10 月 31 日（水）～平成 30 年 11 月 16 日（金）午後 5 時 30 分まで

提出方法：電子メール（a2768@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp）

※応募登録時に登録したメールアドレスから送信してください。

※件名は「栄バスタ跡地質問」と記載してください。

回 答 日：平成 30 年 11 月 30 日（金）までに回答（予定）

回答方法：原則として、応募登録された方全員のメールアドレスあて回答します。

(5) 提出書類の受付

応募登録された方からの提出書類を以下のとおり受け付けます。

提出書類は、以下の注意事項及び提案書関係書類一覧に従って提出してください。

使用様式：「提案書関係書類一覧」のとおり（指定のない場合は任意様式）

受付期間：平成 31 年 1 月 11 日（金）～平成 31 年 1 月 16 日（水）午後 5 時 30 分まで

提出方法：受付場所へ持参

※事前に事務局へ連絡後、受付時間を調整の上でご持参ください。

受付場所：名古屋市 住宅都市局 リニア関連都心開発部 都心まちづくり課
(名古屋市役所 西庁舎 3 階)

(6) 提出書類の様式

提出書類の様式及び提出部数は、次記「提案書関係書類一覧」に従って提出してください。

なお、「提案書関係書類一覧」の内容を記録した電子データ（CD-R又はDVD-R）もあわせて提出してください。データはPDF形式とし、「提案書」については原則として画像化したものではなく、テキスト情報を含んだものとしてください。

【提出書類作成の注意事項】

①一般的事項

- ア 提案書関係書類の提出は、1 応募法人（1 応募グループ）につき 1 提案とします。
- イ 提案書関係書類の言語は日本語を、単位は国際単位系（SI）、通貨は日本円を使用してください。
- ウ 関係法令及び条例を遵守し、かつ、この募集要項に記載された条件を満たすとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で提案書関係書類を作成してください。
- エ 提案書関係書類の作成及び提出に必要なすべての費用は、応募者の負担とします。
- オ 提案書関係書類の提出後は、その内容を変更することはできません。
- カ 必要に応じて提案書関係書類一覧に記載のある書類以外の書類の提示又は提出を求める場合があります。

②誓約書、応募制限関連書類、応募資格関係書類、価額提案書

A4判、左綴じで、1分冊にして提出してください。

③提案書

- ア 「提案書」は、A3判横書き、左綴じとし、ページ番号を付して提出してください。
- イ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ウ 提案書には、会社の名称やマークなど応募者を特定できるような表示はしないでください。

【提案書関係書類一覧】

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書			
(1) 誓約書	様式 4-1	1 部	1 部
(2) 委任状	様式 4-2	1 部	1 部
2. 応募制限関連書類（すべての構成法人について提出）			
(1) 定款又は寄附行為の写し	—	1 部	1 部
(2) 法人登記の登記事項証明書及び印鑑証明	—	1 部	1 部
(3) 役員名簿	様式 5	1 部	1 部
(4) 過去 2 年間の法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でも可	—	1 部	1 部
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近 3 年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写し ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 ※公益法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表	—	1 部	1 部
(6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写し	—	1 部	1 部
(7) 財務状況表	様式 6	1 部	1 部
3. 応募資格関係書類			
(1) 名古屋市競争入札参加資格「造園工事」「一般土木」を証明する書類	—	1 部	1 部
(2) 実績を証する書類	様式 7-1 ～ 様式 7-2	1 部	1 部
① 公園又は広場等の管理運営			
② 施設の企画・管理運営			
4. 提案書 表紙	様式 8-1	1 部	15 部
(1) 全体計画提案	様式 8-2	1 部	15 部
(2) 事業対象区域内の設置計画提案	様式 8-3 ～ 様式 8-7	1 部	15 部
① 計画・設計・整備・建築概要			
② 建築一般図（配置図、平面図、立面図、断面図、求積図）			
③ イメージパース（広場、施設の外観・内観）			
④ 工事工程表			
⑤ 工事期間中の管理体制の考え方			
(3) 運営計画提案	様式 8-8	1 部	15 部
(4) 管理計画提案	様式 8-9 ～ 様式 8-11	1 部	15 部
① 管理計画			
② 事業計画書			
③ 経営計画書			
(5) 管理許可施設提案 工事内訳書及び添付図	様式 8-12	1 部	15 部
5. 価額提案			
(1) 価額提案書 設置許可に基づく年間使用料（各施設の総額）	様式 9	1 部	1 部
6. ネーミングライツ提出書類			
(1) ネーミングライツ・パートナー提案書	様式 10-1	1 部	1 部
(2) ネーミングライツ・パートナーの概要	様式 10-2	1 部	1 部
(3) ネーミングライツ・パートナーの役員等に関する調書	様式 10-3	1 部	1 部
(4) 法人登記の登記事項証明書及び印鑑証明	—	1 部	1 部
※6.(2)～(4)は、応募法人又は応募グループが応募する場合は不要			

7. 提案方法

「4. 事業の実施条件等」に従って、指定の様式により、事業全体に関する提案を行ってください。
なお、以下の(1)～(4)及び(6)の提案事項は、評価の対象となります。

(1) 全体計画提案（様式 8-2）

本事業のコンセプトや全体計画について、以下の①～④に配慮した提案をしてください。

- ① 平日も含め、多くの市民や観光客が集い、楽しむ、集客・交流拠点として活用する提案をしてください。
- ② 栄地区の中心地である立地を活かし、絶えず人を惹きつけるような明確なコンセプトを有した提案をしてください。
- ③ 南エリアの本格整備に向けて、事業対象区域だけでなく、地域全体の魅力向上や活性化に資する提案をしてください。
- ④ 周辺との連続性及び回遊性及びデザイン性の向上を図ってください。

(2) 事業対象区域内の設置計画提案（様式 8-3 ～ 8-7）

事業対象区域内における施設の設置計画について、以下の①～⑤に配慮した提案をしてください。

- ① 立地特性を活かした魅力的な収益施設等を提案してください。
- ② 賑わいを創出するイベント等が開催できる広場等を計画してください。
- ③ 平常時と混雑時において、来園者、駐輪場利用者、駐車場利用者及び通行者の安全な動線を確保してください。
- ④ 誰もが利用しやすい計画としてください。
- ⑤ 設置する施設や機器の配置は、周囲との調和や見通しに十分配慮し、景観の維持向上に努めてください。

(3) 運営計画提案（様式 8-8）

各施設を活用した運営計画について、以下の①～⑨に配慮した提案をしてください。

- ① 賑わいを創出するような運営方法を提案してください。
- ② 適正な公園管理業務を計画してください。
- ③ 朝昼夜の時間帯ごとの活用及び夏冬を含めた広場の利用促進に向けた対策を計画してください。
- ④ 東京オリンピック・パラリンピック等と連動した企画を計画してください。
- ⑤ 事業やイベント等を広く PR するための広報計画をしてください。
- ⑥ 周辺地区等との連携を配慮した運営をしてください。
- ⑦ 誰もがホスピタリティあるサービスが享受できる提案をしてください。
- ⑧ 安心・安全に配慮した計画としてください。
- ⑨ 営業時間や定休日などを適正に設定してください。

(4) 管理計画提案（様式 8-9 ～ 8-11）

本事業の管理計画、事業計画、経営計画について、以下の①～④に配慮した提案をしてください。

- ① 円滑な管理体制及び効率的な従業員の配置体制としてください。
- ② 事業期間中、持続的に運営可能な事業計画としてください。
- ③ 災害時や事故発生時の危機管理に対応できる管理体制としてください。
- ④ 市や関係機関からの指示、連絡に対して、迅速に対応できる体制としてください。

(5) 管理許可施設提案（様式 8-12）

施設計画に基づいて管理許可施設の工事内容及び工事内訳を提案してください。

(6) 価額提案（様式 9、様式 10-1）

本事業の価額提案について、以下に関する提案をしてください。

① 設置許可に基づく年額使用料

各施設における年間の設置許可使用料の 1 m²あたりの単価、各施設の使用予定面積及び総額を提案してください。なお、各施設における設置許可使用料の提案額は、年額 1 m²あたり 1,000 円以上としてください。

② ネーミングライツ料等

愛称及びネーミングライツ料を提案してください。提案額は、年額 100 万円以上（税抜き・千円単位）としてください。

8. 評価方法等

(1) 評価委員による評価

提案書の評価は、「栄バスターミナル（噴水南のりば）跡地 暫定活用事業提案評価委員」（以下「評価委員」という。）が行います。評価委員は以下に記載のとおりです。

評価委員は、応募者から提出された提案書について、「8.（6）評価項目及び評価の視点」に基づき評価を行います。

＜評価委員＞

（敬称略 五十音順）

	氏 名	役 職
委員	辻 のぞみ	名古屋短期大学英語コミュニケーション学科長・教授
委員	二村 友佳子	公認会計士 二村友佳子オフィス
委員	堀越 哲美	愛知産業大学 学長
委員	牧村 真史	株式会社 集客創造研究所 所長

(2) 評価方法

以下の手順に従って評価します。

①事前審査

事務局において、募集要項「5.応募者の資格等」（以下「資格等」という。）に定める要件を満たしているか、提案された内容が募集要項に従って記載されているか、法令及び募集要項等の禁止事項に該当していないかを審査します。

審査の結果、以下の各号に該当している提案については、当該各号に定める手続きに従って処理を行います。

なお、提案内容について不明な点等がある場合は、応募者に対して回答を求めることがあります。

ア 制限及び資格

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

イ 法令違反

提案が法律、条例等の違反に該当しないかを審査します。

ウ 募集要項等違反

提案が募集要項等に定める内容を満たしているかを審査します。

エ 記載の誤り

誤字・脱字、乱丁・落丁など、内容の変更を伴わず提案書の明らかな瑕疵と事務局が認めたものについては、記載誤りとします。

この場合は、添付資料漏れ、記載漏れ、計算誤り、余事記載など内容への影響が軽微なもので、事務局の補正要求に容易に応じられるものについては、瑕疵の程度に応じ、提案書の一部差し替え又は正誤表による修正を認めます。

上記の対応は、事務局が定めた期限内に再提出することが条件となります。期限までに補正要求に応じない者の提案書については、失格とします。この段階において、失格とされた提案は、

以後の審査を行いません。

オ 資格等がないと認められた応募者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した提案書は評価しません。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について、市に対して説明を求めることができます。

カ 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面（任意様式）により説明を求めることができます。

キ 書面は受付場所へ持参又は郵送（上記の期日必着）にて提出してください。

ク 無資格理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

受付場所 名古屋市 住宅都市局 リニア関連都心開発部 都心まちづくり課

受付時間 午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで

ケ カに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行います。

コ 書面にて回答を行った後においては、再度の無資格理由の説明請求は受け付けません。

②本 評 価

以下の手順に従って評価します。

ア 事前審査を通過した提案について、「計画評価」の観点から、評価を行います。（「8.（6）評価項目及び評価の視点」参照）

イ 応募者には、評価委員に対し、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

プレゼンテーションは、1提案あたり25分程度（説明10分、質疑15分程度）を予定していますが、提案者数により調整することもあります。なお、詳細については、提案書等の提出後にお知らせします。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を数社程度に絞ることがあります。その場合、二次評価対象外となった事業者に対しては、事務局より通知します。

ウ 応募者への質疑を経て、評価基準に基づき各提案を評価します。

エ 続いて「信用評価」と「価額評価」の観点から評価を行います。

（3）選 定

① 評価点の満点を評価委員の委員数で乗じた点数の6割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から最優秀提案者候補及び次点提案者候補を選定します。

② 各評価委員の評価結果から、最高得点を得た者を最優秀提案者候補、2番目に高い得点を得た者を次点提案者候補とします。最高得点を得た者が複数ある場合は、「8.（7）②順位の決定」による方法に基づき順位付けを行います。

③ 応募された提案が1件であっても、本募集は成立するものとします。ただし、評価の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、該当者なしとし、選定しません。

(4) 最優秀提案に選定されなかった者に対する理由の説明

- ① 選定結果の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除きます。）以内に、当該応募者の提案が最優秀提案に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は任意とします。）により市に対して説明を求めることができます。
- ② 書面は受付場所へ持参又は郵送（上記の期日必着）にて提出してください。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。
ア 受付場所 名古屋市 住宅都市局 リニア関連都心開発部 都心まちづくり課
イ 受付時間 午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで
- ④ ①に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行います。
- ⑤ 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けません。

(5) 評価委員への接触の禁止等

応募法人又は応募グループのいずれかの構成法人が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、評価委員、市土木事務所職員及び本事業に従事する市職員に対して本事業提案について接触を行った場合は、失格となります。

また、募集要項配布日から最優秀提案者決定通知日までは、応募者に限らずいかなる者からの提案内容、評価内容等に関するお問合せにも、お答えできません。

(6) 評価項目及び評価の視点

各事業者からの提案書に対する評価項目と評価の視点等を以下に示します。評価は、主として「計画」、「信用」、「価額」の観点から、各提案に対して各評価委員が評価を行うものとします。

【評価基準】

評価項目		配点	評価の視点
計画評価	①全体計画	20	・平日も含め、多くの市民や観光客が集い、楽しむ、集客・交流拠点となる活用になっているか ・絶えず人を惹きつけるような明確なコンセプトを有しているか ・南エリアの本格整備に向けて、事業対象区域だけでなく、地域全体の魅力向上や活性化に資する提案となっているか ・周辺との連続性、回遊性及びデザイン性の向上が図られているか
	②設置計画	25	・栄地区の中心である立地特性を活かした魅力的な収益施設等が提案されているか ・賑わいを創出するイベント等が開催できる広場等が計画されているか ・平常時と混雑時において、来園者、駐輪場利用者、駐車場利用者及び通行者の安全な動線が確保されているか ・誰もが利用しやすい計画となっているか ・設置する施設や機器の配置は、周囲との調和や見通しに十分配慮し、景観の維持向上に努めているか
	③運営計画	25	・賑わいを創出するような運営方法が提案されているか ・適正な公園管理業務を計画しているか ・朝昼夜の時間帯ごとの活用及び夏冬を含めた広場の利用促進に向けた対策を計画しているか ・東京オリンピック・パラリンピック等と連動した企画を計画しているか ・事業やイベント等を広くPRするための広報計画となっているか ・周辺地区等との連携を配慮した運営計画となっているか ・誰もがホスピタリティあるサービスを楽しむことができる提案となっているか ・安心・安全に配慮しているか ・営業時間や定休日などの設定は適正か
	④管理計画	15	・円滑な管理体制及び効率的な従業員の配置体制となっているか ・事業期間中、持続的に運営可能な事業計画の提案がなされているか ・災害時や事故発生時の危機管理に対応できる管理体制となっているか ・市など関係機関との連絡体制はとれているか
信用評価	⑤信用力	10	・構成団体の実績は十分であるか ・財務体質は健全であるか
価額評価	⑥使用料等	5	・設置許可に基づく年額使用料及びネーミングライツ料を最低金額よりどれだけ増額しているか ・ネーミングライツで提案された愛称等は適格か。
合 計		100	

(7) 提案の順位の決定方法

① 採点方法

各評価委員は、各評価項目について採点します。

② 順位の決定

ア 最高得点を得た提案を最優秀提案、2番目に高い提案を次点提案として選定します。

イ 評価点（100点）に採点した評価委員人数を乗じた点数の6割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案の中から候補となる提案を選定します。

（満点：採点した評価委員人数×100点）

ウ 最高順位の提案が複数ある場合の順位決定方法

区分	順位決定方法
第 1 順位	評価点の合計
第 2 順位	【評価項目①から④】の得点の合計
第 3 順位	【評価項目③】の得点
第 4 順位	【評価項目②】の得点の合計
第 5 順位	【評価項目①】の得点の合計
第 6 順位	再度、各評価委員からの意見聴取

9. 最優秀提案者等の決定

(1) 最優秀提案者等の決定

市は、評価委員による評価の結果を鑑み、最優秀提案者及び次点提案者を決定します。

(2) 基本協定・実施協定の締結

最優秀提案者は、決定通知後すみやかに提案内容の実施のための基本的事項を定めた基本協定を市と締結していただきます。また、その後、市と提案内容に関する具体的な協議を行い、協議が整った場合に、提案内容の実施のための具体的事項を定めた実施協定を締結していただきます。

(3) 次点提案者の地位

市が最優秀提案者と基本協定を締結するに至らなかった場合又は提案内容に関する具体的な協議が整わなかった場合は、次点提案者が本事業者としての地位を取得します。

最優秀提案者が本事業者として決定される前に指名停止（市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とします。

(4) 結果通知

最優秀提案者等の決定の結果は、速やかに応募者に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、名古屋市公式ウェブサイトでも公表します。

(5) ネーミングライツ・パートナーの決定

- ① 最優秀提案者等の決定後に、最優秀提案者のネーミングライツ・パートナーに対する市民意見募集を行います。
- ② 市民意見募集の結果を評価委員に報告します。
- ③ 市民意見や評価委員の意見を基に、市がネーミングライツ・パートナーを決定します。
- ④ 最優秀提案者等の決定後にネーミングライツ・パートナーとならなかった場合でも、最優秀提案者には、本事業を実施していただきます。なお、この場合、評価時の採点の変更を遡って行いません。

(6) その他

市が最優秀提案者等を決定するにあたっては、「9. (1) 最優秀提案者の決定」に記載のとおりとしますが、提案の内容によっては、最優秀提案者、次点提案者の両方又は次点提案者について、該当者なしとする場合があります。

10. 契約の締結等

(1) 基本協定

市は、最優秀提案者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定については、資料集：資料 8 を基準にします。

なお、市と基本協定を締結した者が、事業予定者となります。

① 基本協定の趣旨

基本協定は、本事業を円滑に実施するために必要な諸手続き及び事業予定者の義務について定めることとします。

② 基本協定の当事者

応募グループによる事業予定者については、その代表法人及び構成法人のすべてを協定の当事者としてします。

③ 基本協定の期間

基本協定の存続期間は、基本協定締結の日から実施協定締結の日までとします。

④ 事業予定者の責務

事業予定者は、実施協定の締結に向けて市と協力のうえ、各々誠実に対応し、実施協定が締結されるように努力する必要があります。

⑤ 代表法人の責務

代表法人が応募グループから離脱した際は、当該応募グループは事業予定者の地位を失うものとし、構成法人の一角が応募グループから離脱した際は、代表法人は、この離脱に関わらず事業を継続して実施する責任を負うものとしてします。なお、構成法人の一部の離脱に伴う一切の損害は、そのすべてについて、代表法人に負っていただきます。

(2) 実施協定

基本協定を締結後、市と事業予定者との間で本事業の実施に向けた協議を実施し、実施協定を締結します。基本的な内容を以下に示しますが、詳細については、協議のうえ適宜定めることとします。

なお、市と実施協定を締結した者が、事業者となります。

(共通事項)

① 実施協定の目的

実施協定は、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とします。

② 実施協定の当事者

応募グループによる事業者については、その代表法人を協定の当事者としてします。

③ 実施協定の期間

実施協定の存続期間は、実施協定締結の日から設置許可期間満了の日（更新許可期間を含む。）までとします。

④ 代表法人の責務

代表法人は、「管理許可施設譲渡契約」の契約当事者となっていただきます。

代表法人が応募グループから離脱した際は、当該応募グループは事業者の地位を失うものとし、構成法人の一が応募グループから離脱した際は、代表法人は、この離脱に関わらず事業を継続して実施する責任を負うものとします。なお、構成法人の一部の離脱に伴う一切の損害は、そのすべてについて、代表法人に負っていただきます。

⑤ 資金調達

設置許可施設の設計業務、建設業務に係る費用は、事業者の責任において資金調達するものとします。

⑥ 各構成法人の役割分担

事業者が応募グループの場合は、代表法人の責務の基に以下の役割を果たす法人をそれぞれ定めます。

＜役割＞

ア 設置許可施設の設計業務

イ 設置許可施設の建設業務

ウ 管理許可施設の譲渡

※応募グループの場合は代表法人が当該役割を担います。

エ 設置許可施設の所有

オ 設置許可施設の管理・運営

カ 管理許可施設の維持管理

⑦ 市と事業者との役割分担及び責任分担等

市と事業者との役割分担及び責任分担等をそれぞれ詳細に定めます。

（管理許可施設）

① 設計

市が買取ることとなる管理許可施設の設計については、設計図書の内容が市の要求水準に満たないと市が判断する場合、市は事業者の責任及び費用において修正することを求めることができるものとします。また、市が定める日までに設計業務を完了させ、設計図書及び工事工程表を市に提出し、確認を受けなければなりません。

② 提案内容等の変更

事業者は、法制度の変更などやむを得ない理由により、提案内容を変更する必要性が生じた場合は、市と協議のうえ、提案の趣旨を損なわない範囲で変更することができます。

③ 市からの変更の指示

市は、必要と認めるものについては、事業者に対して提案された事業内容の変更を指示することができるものとします。

④ 施工

事業者は、市により確認を受けた設計図書及び工事工程表に従って、管理許可施設の施工を行います。なお、市は、工事の途中で中間確認を求める場合があります。また、来園者の安全上危険と判断する場合には、市は、事業者に対して施工の是正を求める場合があります。

⑤ 工事責任者の設置

事業者は、自らの責任及び費用により工事責任者を設置し、速やかに市に必要な事項を書面により通知しなければなりません。

⑥ 事業者による社内検査

事業者は、自らの責任及び費用において、管理許可施設が設計図書に従い施工されていることを確認する社内検査を行わなければなりません。市は、当該社内検査に立ち会うことができるものとします。

⑦ 完了検査

市は、事業者による社内検査完了後、管理許可施設が設計図書に従って施工が行われたことを確認するための完了検査を行います。

⑧ 引き渡し

事業者は、設計図書に従い、自らの責任及び費用により、管理許可施設を施工し、市の完了検査により、管理許可施設が設計図書に従って施工されたと確認された場合において、管理許可施設を市に引き渡すものとします。

⑨ 管理許可施設譲渡契約締結について

代表法人は、別途、市と「管理許可施設譲渡契約」を締結する必要があります。

（設置許可施設）

① 設計

事業者は、設計図書及び工事工程表を市に提出し、確認を受けなければなりません。なお、設計図書が提案内容と相違する場合においては、市は事業者に修正を求める場合があります。

② 提案内容等の変更

事業者は、法制度の変更などやむを得ない理由により、提案内容を変更する必要性が生じた場合は、市と協議のうえ、提案の趣旨を損なわない範囲で変更することができます。

③ 市からの変更の指示

市は、公園の管理運営上などの理由により、必要と認めるものについては、事業者に対して提案された事業内容の変更を指示することができるものとします。

④ 施工

事業者は、市により確認を受けた設計図書及び工事工程表に従って、設置許可施設の建設を行います。

⑤ 事業者による社内検査

事業者は、自らの責任及び費用において、設置許可施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査を行わなければなりません。市は、当該社内検査に立ち会うことができるものとします。

⑥ 検査

事業者は、設置許可施設を竣工したときは、速やかに市に対して完了届を提出し、市は、設計図書に従って施工が行われたことを確認するための名古屋市都市公園条例第14条に基づく検査を行う場合があります。

⑦ 管理・運営

事業者は、募集要項及び提案書に従い、設置許可施設を管理・運営しなければなりません。

⑧ 設置許可

ア 許可期間

事業期間は各施設の運営開始時期に関わらず、全ての施設において平成 35 年 3 月 31 日までとします。

イ 許可区域及び使用料

事業者が所有し、維持管理する設置許可施設の設置工事を行う際には、その着手前に設置許可を受ける必要があります。この場合、収益施設については設置許可を受けた面積に対して使用料を支払っていただきます。

ウ 使用料の支払

使用料は、年度ごとにその都度発行する納入通知書により市が指示する期日までに支払っていただきます。ただし、当該許可日の属する年で、使用期間が 1 年に満たない場合は、月割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。

エ 維持管理義務

事業者は、設置許可に基づき管理・運営する設置許可施設、及び協定により管理を行うこととされた区域を善良な管理者の注意をもって維持管理し、来園者の安全、災害の防止、美観の保持につとめる必要があります。

オ 調査協力義務

設置許可施設の営業状況について、毎年度報告していただきます。また、市は設置許可施設について随時調査し、又は、財務書類の提出・説明等を求めることができるものとします。

カ 原状回復

本件許可に係る許可期間が満了した場合又は許可期間の満了前に設置許可施設の運営を中止した場合は、事業者の負担により、設置許可施設を撤去し、原状に回復する必要があります。

キ 権利の譲渡の禁止

設置許可施設の所有及び管理・運営に関する権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできません。

ク 許可の取り消し等

都市公園に関する工事のためにやむを得ない必要が生じた場合においては、許可を取り消し、その効力を停止し、又はその内容・条件を変更等する場合があります。

また、都市公園法、名古屋市都市公園条例、その他各種関係法令及び許可条件に違反した場合には、許可を取り消し、又はその効力を停止することがあります。

ケ 継続許可の申請

事業者が、許可期間満了後も引き続き許可を受けようとするときは、その期間の満了する前に継続申請書を提出して許可を受けるものとします。ただし、更新期間は、市と協議して定めるものとします。

コ 関係法令の遵守

都市公園法、名古屋市都市公園条例、建築基準法、その他各種関係法令等を遵守するものとします。なお、借地借家法の規定は適用になりません。

サ その他

設置許可施設の管理にあたり必要な光熱費、水道料等の維持管理にかかる経費は事業者の負担

となります。

⑨ 協定の解除

事業者が実施協定に定める条項に違反する事実があり、市の催告にも関わらず、これを是正しないときは、又は、事業者の責めに帰すべき事由により実施協定が履行されない場合は、市は実施協定を解除することができます。

この場合において、事業者は市に対して違約金（提案の使用料の３年分相当額）を支払うものとします。ただし、市が被った損害の額が使用料の１年分相当額を超過する場合は、当該超過した額を加えた額とします。

⑩ 売上高の還元

事業者からの提案による、売上高の還元策について定めるものとします。

⑪ その他

募集要項、提案書及び実施協定に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度市と事業者との協議のうえ定めるものとします。

(3) 管理許可施設譲渡契約

事業者は、施設の工事着手前に、市と「管理許可施設譲渡契約」を締結します。基本的な内容を以下に示しますが、詳細については、協議のうえ適宜定めることとします。

①契約の当事者

応募グループによる事業者については、代表法人を契約の当事者とします。

②譲渡価額

原則として、提案の価額を上回ることはできません。提案書提出から「管理許可施設譲渡契約」締結までの間に生じた物価変動による価額増等の損失等は事業者で負担してください。

なお、設計変更等により譲渡価額に変更が生じた場合には、市と協議して定めるものとします。

③管理許可施設の引渡し

事業者は、原則として平成３２年３月３１日までにすべての工事を完了し、市に管理許可施設の引渡しを行ってください。

④契約の解除

次の各号の一に該当する事態が生じたときは、市は契約を解除することができます。

ア 事業者において、契約の各条項に定める義務を履行しないとき

イ 契約の締結又は履行について不正行為があったとき

⑤違約金

上記④の契約の解除の規定により、市が当該契約を解除した場合は、事業者は違約金を支払わなければなりません。その額は管理許可施設譲渡価額の１割とします。この違約金は、下記⑥の損害賠償の一部又は全部に充当せず、別に徴するものとします。

⑥損害賠償金

契約が解除された場合、事業者は、市が被った損害を賠償しなければなりません。

(4) 事業破綻時の措置

事業者は、事業期間内に事業が破綻した場合、事業者の負担により設置許可施設を撤去し、更地

にして返還していただく必要があります。

なお、事業者が設置許可施設の撤去・更地返還を行わない場合、市は、事業者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を事業者へ請求します。

1 1. その他

- (1) 次のいずれかに該当する提案は、無効とします。
 - ① 募集要項に示した参加資格を有しない者の提案
 - ② 提案書に虚偽の記載をした者の提案
 - ③ 募集要項に示した提案書の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - ④ 管理許可施設の市の費用負担額が「3.(4) 市による管理許可施設の費用負担」の上限金額を超える提案
 - ⑤ 評価の公平性を損なう行為をした者の提案
- (2) 資格等があることを確認された者であっても、契約候補提案の選定までの間に資格等を有しないこととなった者は、資格等を有しない者に該当するものとします。
- (3) 提案書の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とします。
- (4) 本募集の提案者が市から受領した書類は、市の了解なく公表又は使用することはできません。
- (5) 1応募法人（1応募グループ）につき提案は1つとし、複数の提案はできません。
- (6) 契約内容の履行にあたり、提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めません。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と市が認める場合はこの限りではありません。
- (7) 提案書の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式は自由。）により届け出るものとします。
- (8) 提案書の提出後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。追加書類の取扱い等については、「6.(6) 提出書類の様式」と同様とします。

12. 用語説明

占用許可	都市公園法第6条第1項の規定により、都市公園内で、公園施設以外の工事用仮囲い、足場、詰所、その他の工事用施設等による公園の占用について、公園管理者が与える許可。
設置許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
行為許可	都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第4条第1項の規定により、都市公園において禁止されている行為の解除について、公園管理者が与える許可。
管理許可施設	事業者による整備後、市が買取る広場などの施設をいう。
収益施設	「飲食店」、「売店」などに限らず集客力があり収益を得ることができる施設をいう。
高い開放性を有する建築物	都市公園法施行令第6条第1項第3号の国土交通省令で定める高い開放性を有する建築物とは、屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、壁を有しない休憩場及び屋根付野外劇場をいう。
事業者	実施協定を締結した者をいう。

《公園施設一覧表》（都市公園法施行令第5条）

園路 広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石 その他これらに類するもの	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚釣場 メリーゴーラウンド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物（観覧席、シャワー等）	植物園 温室 分区分園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等（古墳、城跡等）	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場（廃棄物再生利用施設を含む） くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設（環境への負荷の低減に資するもの） その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫（食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資） 〔耐震性貯水槽〕 〔放送施設〕 〔情報通信施設〕 〔ヘリポート〕 〔係留施設〕 〔発電施設〕 〔延焼防止のための散水施設〕 ※〔 〕内は省令で定めている施設